3　低炭素水素等供給等事業計画の認定

㈠　計画の認定

(1)　低炭素水素等供給事業を行い、若しくは行おうとする者（以下「低炭素水素等供給事業者」という。）又は低炭素水素等利用事業を行い、若しくは行おうとする者（以下「低炭素水素等利用事業者」という。）は、単独で又は共同して、低炭素水素等供給等事業に関する計画（以下「低炭素水素等供給等事業計画」という。）を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができることとした。（第七条第一項関係）

(2)　低炭素水素等供給等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととした。

イ　低炭素水素等供給等事業の目標

ロ　低炭素水素等供給等事業の内容及び実施期間

ハ　低炭素水素等供給等事業の実施体制

ニ　低炭素水素等供給等事業を行うために必要な資金の額及びその調達方法

ホ　４の㈠の(1)の助成金の交付を受けようとする場合にあっては、その旨

ヘ　低炭素水素等供給等事業の用に供する施設の規模及び場所に関する事項その他の主務省令で定める事項

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、低炭素水素等供給等事業に関し必要な事項（第七条第二項関係）

(3)　低炭素水素等供給等事業計画には、(1)の認定を受けようとする低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者以外の者が行い、又は行おうとする低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売（以下「貯蔵等」という。）に関する次に掲げる事項を含めることができることとした。

イ　低炭素水素等の貯蔵等の内容及び実施期間

ロ　低炭素水素等の貯蔵等の実施体制

ハ　低炭素水素等の貯蔵等を行うために必要な資金の額及びその調達方法

ニ　当該者が行う低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所に関する事項その他の主務省令で定める事項

ホ　当該低炭素水素等供給等事業計画に(2)のホに掲げる事項が記載されている場合にあっては、次のいずれにも適合するものであること。

(イ)　当該低炭素水素等供給等事業計画が低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者が共同して作成したものであること。

(ロ)　当該低炭素水素等供給等事業計画に従って行う低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給が、低炭素水素等の供給及び利用の促進の目標を勘案して経済産業大臣が定める年度までに開始され、かつ、経済産業省令で定める期間以上継続的に行われると見込まれるものであること。

(ハ)　当該低炭素水素等供給等事業計画に従って供給が行われる低炭素水素等の利用を行うための新たな設備投資その他の事業活動が低炭素水素等利用事業者により行われると見込まれるものであること。

ヘ　当該低炭素水素等供給等事業計画に従って供給等施設（(2)のヘの施設及び(3)のニの施設をいう。以下同じ。）を整備しようとする場合にあっては、当該供給等施設を整備する港湾（港湾法の規定による港湾をいう。）、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）その他の場所が港湾法第三条の三第一項に規定する港湾計画、道路の事情その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。（第七条第五項関係）

(4)　主務大臣は、(1)の認定の申請に係る低炭素水素等供給等事業計画に(2)のホに掲げる事項が記載されている場合において、(1)の認定をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととした。（第七条第六項関係）

(5)　主務大臣は、(1)の認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素水素等供給等事業計画が次のイからヘまでのいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をすることができることとした。

イ　当該低炭素水素等供給等事業計画の内容が基本方針等に照らして適切なものであること。

ロ　当該低炭素水素等供給等事業計画に係る低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

ハ　当該低炭素水素等供給等事業計画に(3)の事項が含まれている場合にあっては、(3)の者が行う低炭素水素等の貯蔵等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

ニ　当該低炭素水素等供給等事業計画の内容が経済的かつ合理的であり、かつ、我が国全体における低炭素水素等の供給又は利用の促進に資するものその他の我が国における低炭素水素等の供給又は利用に関係する産業の国際競争力の強化に相当程度寄与するものであると認められること。

ホ　当該低炭素水素等供給等事業計画に(2)のホに掲げる事項が記載されている場合にあっては、次のいずれにも適合するものであること。

(イ)　当該低炭素水素等供給等事業計画が低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者が共同して作成したものであること。

(ロ)　当該低炭素水素等供給等事業計画に従って行う低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給が、低炭素水素等の供給及び利用の促進の目標を勘案して経済産業大臣が定める年度までに開始され、かつ、経済産業省令で定める期間以上継続的に行われると見込まれるものであること。

(ハ)　当該低炭素水素等供給等事業計画に従って供給が行われる低炭素水素等の利用を行うための新たな設備投資その他の事業活動が低炭素水素等利用事業者により行われると見込まれるものであること。

ヘ　当該低炭素水素等供給等事業計画に従って供給等施設（(2)のヘの施設及び(3)のニの施設をいう。以下同じ。）を整備しようとする場合にあっては、当該供給等施設を整備する港湾（港湾法の規定による港湾をいう。）、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）その他の場所が港湾法第三条の三第一項に規定する港湾計画、道路の事情その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。（第七条第五項関係）

(6)　主務大臣は、(1)の認定の申請に係る低炭素水素等供給等事業計画に(2)のホに掲げる事項が記載されている場合において、(1)の認定をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととした。（第七条第六項関係）

(7)　主務大臣は、(1)の認定の申請に係る低炭素水素等供給等事業計画に(4)のイ又はロに掲げる事項が記載されている場合において、(1)の認定をするときは、あらかじめ、当該事項について港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者に協議し、その同意を得なければならないものとする等、低炭素水素等供給等事業計画の認定について所要の規定を設けることとした。（第七条第七項～第一〇項関係）

㈡　計画の変更等

(1)　㈠の(1)の認定を受けた者は、当該認定に係る低炭素水素等供給等事業計画を変更するときは、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければならないものとする等、低炭素水素等供給等事業計画の変更について所要の規定を設けることとした。（第八条第一項、第二項及び第七項関係）

(2)　主務大臣は、㈠の(1)の認定を受けた者が当該認定に係る低炭素水素等供給等事業計画(1)の変更の認定等があったときは、その変更後のもの。以下「認定供給等事業計画」という。）に従って低炭素水素等供給等事業を実施していないと認めるとき、又は認定供給等事業計画に㈠の(3)の事項が含まれている場合において㈠の(3)の者が当該認定供給等事業計画に従って低炭素水素等の貯蔵等を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができるものとする等、低炭素水素等供給等事業計画の認定の取消し等について所要の規定を設けることとした。（第八条第三項～第六項関係）

㈢　地位の承継

認定供給等事業計画に係る低炭素水素等供給等事業者又は低炭素水素等利用事業者の地位の承継について所要の規定を設けることとした。（第九条関係）

4　認定供給等事業計画に係る支援措置

㈠　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、低炭素水素等の供給及び利用を促進するため、次の業務を行うこととした。

(1)　次に掲げる資金に充てるための助成金を交付すること。

イ　３の㈠の(1)の認定を受けた低炭素水素等供給等事業者が認定供給等事業計画に従って継続的に低炭素水素等の供給を行うために必要な資金